

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（臨時会）会議録（平成30年7月9日）

議事日程

平成30年7月9日午後4時開議

- 第1 議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 副議長の辞職許可に関する件
- 第5 副議長の選挙
- 第6 報告第2号 職員の給与に関する条例の特例に関する条例急施専決処分報告について
- 第7 報告第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第8 報告第4号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について
- 第9 議案第9号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例案
- 第10 議案第10号 職員基本条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第11号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第12号 監査委員の選任について
- 第13 議案第13号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監30の第3号 例月出納検査結果報告の提出について

出席議員 20 人

|     |            |     |             |
|-----|------------|-----|-------------|
| 1番  | 広 田 和 美 君  | 11番 | 山 本 智 子 君   |
| 2番  | 大 内 啓 治 君  | 12番 | 金 沢 一 博 君   |
| 3番  | 不 破 忠 幸 君  | 13番 | 明 石 直 樹 君   |
| 4番  | 市 位 謙 太 君  | 14番 | こ は ら 孝 志 君 |
| 5番  | 片 山 一 歩 君  | 15番 | 井 上 浩 君     |
| 6番  | 岡 田 妥 知 君  | 16番 | 西 田 尚 美 君   |
| 7番  | 永 井 啓 介 君  | 17番 | 上 野 尚 登 君   |
| 8番  | 森 山 よしひさ 君 | 18番 | 田 中 裕 子 君   |
| 9番  | 川 嶋 広 稔 君  | 19番 | 篠 本 雄 嗣 君   |
| 10番 | 西 川 ひろじ 君  | 20番 | 山 本 真 吾 君   |

議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文 |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 森 本 真 一 |
| 施 設 部 長           | 櫻 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 誓   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 慎 二 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 金 子 正 利 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 新 吾 |

|       |      |
|-------|------|
| 平野工場長 | 難波利幸 |
| 東淀工場長 | 藤井良一 |
| 鶴見工場長 | 下田洋彰 |
| 八尾工場長 | 梅本勝美 |
| 舞洲工場長 | 村上真也 |

総務部総務課長（吉田一君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行うことになっております。

松原市の篠本雄嗣議員が副議長でございますので、御紹介申し上げます。

副議長（篠本雄嗣君） ただいま、御紹介いただきました、副議長の篠本雄嗣でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、副議長として議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。

#### 開 会

平成30年7月9日午後4時開会

副議長（篠本雄嗣君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成30年第1回臨時会を開会いたします。

#### 開 議

副議長（篠本雄嗣君） 直ちに会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、片山一步君、岡田受知君の御両君を指名いたします。

副議長（篠本雄嗣君） この際申し上げます。議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

副議長（篠本雄嗣君） これより議事に入ります。

副議長（篠本雄嗣君） 日程第1、議席の指定を行います。各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

副議長（篠本雄嗣君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

副議長（篠本雄嗣君） お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（篠本雄嗣君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

副議長（篠本雄嗣君） 日程第3、議長の選挙を行います。

副議長（篠本雄嗣君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（篠本雄嗣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うことと決定しました。

副議長（篠本雄嗣君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（篠本雄嗣君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、副議長において指名することに決定しました。

副議長（篠本雄嗣君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に市位謙太君を指名いたします。

副議長（篠本雄嗣君） お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました、市位謙太君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（篠本雄嗣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、市位謙太君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に当選されました。（拍手）

副議長（篠本雄嗣君） それでは、当選されました、市位謙太君から、御挨拶をお願いいたします。

（4番市位謙太君発言席へ）

4番（市位謙太君） ただいま、皆様の御推挙をいただき、本組合の第5代議長に就任いたすこととなり、身が引き締まる思いでございます。

さて、本組合も事業を開始し、はや4年目を迎えることとなりました。本組合が担う一般廃棄物の焼却処理事業は、市民生活に直結する住民サービスであり、欠くことのできない社会基盤の一つでございます。

これまで、大阪市、八尾市、松原市の3市の連携のもと、順調に運営がなされているところではございますが、今年の3月に業者が決定した、住之江工場のプラント更新事業も進めていく中で、更なる効率的・効果的な事業運営を行っていくため、本組合における適正な運営のチェック機関として、議会の責任を果たすべく、議長として、職務に精励していく所存でございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力くださいますよう、切にお願ひ申し上げます。

副議長（篠本雄嗣君） それでは、議長と交代いたします。

副議長（篠本雄嗣君） 不慣れな進行でございましたが、皆様方の御協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。まことにありがとうございました。

市位議長、議長席にお着きください。

（4番市位謙太君、議長席に着く）

議長（市位謙太君） 次に、日程第4、「副議長の辞職許可に関する件」を議題といたします。

議長（市位謙太君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席を願います。

（19番篠本雄嗣君 退場）

議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。篠本副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、篠本副議長の辞職を許可することに決しました。

議長（市位謙太君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うことと決定しました。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

議長（市位謙太君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に、永井啓介君を指名いたします。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、永井啓介君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました永井啓介君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。（拍手）

議長（市位謙太君） それでは、当選された永井啓介君から、御挨拶をお願いいたします。

（7番永井啓介君発言席へ）

7番（永井啓介君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長の要職を担うことになりましたことは、まことに光栄に存じております。

微力な私ではありますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役として、精いっぱい努力をいたしまして、その責務を果たす所存でございます。

どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（7番永井啓介君自席へ）

議長（市位謙太君） 次に、日程第6、報告第2号、「職員の給与に関する条例の特例に関する条例急務専決処分報告について」ないし日程第8、報告第4号、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正す

る条例急施専決処分報告について」を一括して議題といたします。

議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 本臨時会に提出しました報告第2号から報告第4号までの3件の急施専決処分報告につきましては、いずれも議会を招集する時間的余裕がない中、急施を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市位謙太君） これより討論に入ります。

報告第2号ないし報告第4号に反対者の発言を許します。15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

15番（井上浩君） 条例急施専決処分報告3件について意見表明をいたします。

まず、報告第2号についてです。

大阪市の財政危機を招いた原因は、無謀な大型開発等が、その主要な部分を占めているのであり、その責任を、現在の局長級及び部長級に押し付けるやり方には賛成できないことから、先般の大阪市議会において、同趣旨の条例に日本共産党は反対の態度を取ったところであります。

身を切る改革と称し、職員に責任転嫁しながらも、その一方で、過去の市政運営の失敗を教訓としてわきまえることなく、再び、いつか来た道へ前のめりになっている現状は極めて重大であり、本末転倒です。

過去の過ちを決して繰り返さない決意のもとに、市民の立場に立った市政運営を行う方向へ政治の中身を転換してこそ、財政の健全化へ向かうのであり、本報告には同意できないことを表明いたします。

次に、報告第3号についてです。

国の法改正に倣う改正との理由であります。そもそも、子の手当の増額を行うために、配偶者手当の削除を財源としているという問題点をはらんでいるのであり、報告第2号と同様、同趣旨の条例に反対の態度を取りました。

この措置によって、配偶者手当が減るだけでなく、

子一人の場合には減額になってしまうという、根本的な欠陥も指摘し、本報告に同意できないと申し上げます。

最後に報告第4号についてです。

これも、国の法改正に倣う改正との理由であります。そもそも公務員の退職手当は、最高裁判例で示されているように、後払いの賃金であり、労働条件であることは明白であります。

人事院も見解で、国家公務員の退職給付は、職員の退職後の生活設計を支える、勤務条件的な性格を有していると認めています。

公務労働への権利侵害は、認められないという立場から、報告第2号、第3号と同様、同趣旨の条例に反対しました。

なお、条例の根拠となっている、国家公務員退職手当改正案が、昨年12月の国会で可決された際、内閣総理大臣、国務大臣などの、特別給の引き上げを行う、特別職給与法改正案を同時に可決されましたが、国民、市民感覚の著しい欠如が、ここにも表れていることを指摘したうえで、本報告への不同意を表明いたします。

議長（市位謙太君） これをもって、討論を終結します。

議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

報告第2号ないし報告第4号について、一括して起立により採決いたします。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。報告第2号ないし報告第4号の3件について、いずれも承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市位謙太君） 多数であります。よって、報告第2号ないし報告第4号は、いずれも承認されました。

議長（市位謙太君） 次に、日程第9、議案第9号、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例に関する条例案」ないし日程第11、議案第11号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を一括して議題といたします。

議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） 議案第9号から議案第11号

について、その概要を、御説明いたします。

議案第9号は、特定任期付職員の給料月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出するものです。

議案第10号は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に関し必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、非常勤職員がその養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定め、育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。

以上、条例案につきまして、御説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（市位謙太君） これより討論に入ります。

議案第9号ないし10号に反対者の発言を許します。15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

15番（井上浩君） 条例案3件について意見表明いたします。

まず、議案第9号への態度は、先ほどの報告第2号への態度と同じであり、報告第2号に対して述べた不同意理由をもって、反対をいたします。

また、議案第10号については、そもそも、職員基本条例に賛同できないことから、反対であります。

最後に、議案第11号については、条文に非常勤職員が、その養育する子が2歳に達する日まで、育児休業をすることができる場合を定め、とあり、これまでは、養育する子が1歳半に達する日まで、となっていた部分が、2歳に達する日までと、前進しておりますので、賛成いたします。

議長（市位謙太君） これをもって、討論を終結します。

議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

まず、議案第9号及び10号について、一括して起立により採決いたします。

議案第9号及び10号の2件について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（市位謙太君） 多数であります。よって、議案

第9号及び10号は、いずれも原案どおり可決されました。

議長（市位謙太君） 次に、議案第11号について、採決いたします。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。議案第11号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

議長（市位謙太君） 次に、日程第12、議案第12号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議長（市位謙太君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席を願います。

議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、組合議会の、金沢一博議員を選任いたしたいと思っております。

同議員につきましては、4期にわたり、大阪市会議員を務められており、その人格・見識ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。議案第12号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

議長（市位謙太君） 次に、日程第13、議案第13号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

事務局長（蓑田哲生君） ただいま、御上程に相なり

ました懲戒審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、職員から森本眞一を選任いたしたいと思います。

森本につきましては、長年、大阪市行政に携わり、現在は、本組合の総務部長として奉職しておりますことから、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

議長（市位謙太君） お諮りいたします。議案第13号

について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号はこれに同意することに決しました。

閉 議

議長（市位謙太君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

議長（市位謙太君） 本臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後4時22分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

市 位 謙 太 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長

永 井 啓 介 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長

篠 本 雄 嗣 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

片 山 一 歩 ⑩

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

岡 田 妥 知 ⑩